

第四十八号

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年二月十二日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「風致地区」の下に「（二以上の市町村の区域にわたるものに限る。以下同じ。）」を加える。

第二条第一項中「知事」の下に「（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「知事等」という。）」を加え、同項第七号中「堆積^{たいせき}」を「堆積」に改め、同条第三項中「又は県」を「、県又は市町村」に、「知事」を「知事等」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 国立研究開発法人森林総合研究所

第二条第三項中第八号を第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 独立行政法人国立病院機構

第二条第三項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 独立行政法人中小企業基盤整備機構

第三条中「知事」を「知事等」に改め、同条第五号中「（同項第四号を除く。）に規定する業務」を「第一号、第二号イ若しくは第三号（水資源開発施設に係る部分に限る。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）」に改める。

第四条第一項各号列記以外の部分及び第五号ハの②中「知事」を「知事等」に改め、同項第九号イ中「地貌^{ちほう}」を「地貌」に改め、同項第十号中「堆積^{たいせき}」を「堆積」に改める。

第五条第一項中「知事」を「知事等」に、「二に」を「いずれかに」に、「附し」を「付し」に改め、同項第三号中「みずから」を「自ら」に改め、同項第三号中「附した」を「付した」に改め、同条第二項中「知事」を「知事等」に改める。

第六条第一項中「知事」を「知事等」に、「行なう」を「行う」に、「行なわれている」を「行われている」に改める。

第八条中「知事」を「知事等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する改正前の徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第二条第一項、第四条第一項若しくは第五条の規定により知事が行った許可その他の行為又は現に旧条例第二条第一項若しくは第三項の規定により知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、改正後の徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第一項若しくは第三項又は第五条の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った許可その他の行為又は当該市長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前に旧条例第三条の規定により知事に対し通知をしなければならない事項で、この条例の施行の日前にその通知がされていないものについては、これを新条例第三条の規定により市長に対して通知をしなければならない事項についてその通知がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い、規制の対象となる風致地区を面積が十ヘクタール以上であつて二以上の市町村の区域にわたるものに限るとともに、風致地区内における行為の許可等を行う者を市の区域にあつては当該市の長とする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。